

(令和2年9月8日登記)

定 款

特定非営利活動法人 前橋・在宅ケアネットワークの会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人前橋・在宅ケアネットワークの会と称する。
ただし登記上は、特定非営利活動法人前橋在宅ケアネットワークの会と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を前橋市内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、医療、保健・福祉、教育の各分野に携わる人々と住民が協力し、要援護高齢者と、その介護者の支援に関する事業を行い、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①要援護高齢者とその介護者のニーズに対し、各分野の会員が連携・協力し、迅速かつ系統的に介護・家事及び医療援助活動を行う事業
- ②職種や分野等の垣根を越えて、自由に語り合える場を定期的に持ち、研修、交流、情報交換を行う事業
- ③一般市民に対し、様々な啓発活動（講演会、相談、懇談会）を行う事業
- ④目的達成に必要な調査活動を行う事業
- ⑤会員等への講演、講習等の事業
- ⑥介護支援事業（介護保険事業を含む）
- ⑦各種イベント等への参加及び支援事業
- ⑧講演・講習会・研修会に係る事業
- ⑨移送事業
- ⑩機関紙・情報誌の発行及び広告掲載事業
- ⑪多機能サービス施設の運営・管理
- ⑫健康寿命の延伸と介護予防に関する事業

(2) その他の事業

- ①介護予防及び在宅ケアに関する物品の販売・レンタル

②ホームページの開設・運営事業

- 2 その他の事業は特定非営利活動に係る事業に支障がない限りにおいて行うものとし、その他の事業から生じた収益は、特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同するが、活動には直接参加できない個人または団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げるいずれかの条件を備えなければならない。

- (1) 前橋市又はその近郊に居住するもの
- (2) 前橋市又はその近郊に勤務先のあるもの
- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届けを理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以上 15 人以下
- (2) 監事 2 人
- (3) 顧問

2 理事のうち 1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定款の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第 28 条 総会における議決事項は第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議決)

第 29 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条、次条第 1 項及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を附記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときには、その日から起算して 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議決)

第 39 条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決する。

(理事の表決権等)

第 40 条 各理事の表決権等は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条、第 39 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が

署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の決議を行うときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散（合併及び破産による解散の場合を除く）したときの残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、前橋市に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3

以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法28条の2第一項に規定する貸借対象表の公告についてはホームページ上に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、年会費2,000円とする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の既定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成13年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。

別表

役員名	氏名	備考
理事	斎藤 浩	理事長
“	高草木満寿子	副理事長
“	宮石和夫	副理事長
“	富澤 隆	
“	吉野昭男	
“	小板橋毅	
“	松澤一夫	
“	八木 茂	

“	清水秀夫
“	谷村 正
“	町田和雄
“	女屋恭治
“	倉林幸道
“	登坂重太郎
“	猪俣典昭
“	難波伸男
“	石澤 治
“	澤地まゆみ
“	番 和子
“	高野みどり
“	茂木久美子
監事	後藤忠夫
“	大川 章

- 6 改正後の定款は平成 16 年 12 月 7 日から適用する。
- 7 平成 29 年 5 月 27 日 一部改定(13 条、56 条関係)
- 8 令和 2 年 9 月 2 日 一部改訂(第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 23 条、第 30 条、第 39 条、第 40 条、第 43 条、第 45 条、第 48 条、第 52 条)